



■2014年_第4回定例会（第1日目）一般質問（2014.11.28）

【議員等の報酬引き上げに反対する討論】

◎【19番陣内泰子議員】 それでは、ただいま上程されました第140号議案、八王子市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例設定について、第141号議案、八王子市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例設定について、そして第143号議案、八王子市教育委員会教育長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例設定について、以上3議案に対し、社会民主党・生活者ネットワーク・市民自治の会を代表して、反対の立場から討論を行います。

これら3議案は、同じく、今、上程されました第142号議案、八王子市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定についてに示されている東京都人事委員会勧告に基づく職員給与の改定並びに期末・勤勉手当の改定に連動してのものであります。議員、市長等、そして教育長の改定になるのは期末手当分で、年3.9ヵ月から4.2ヵ月へのアップで、本年4月にさかのぼっての清算となります。

まず、議員報酬並びに市長及び副市長の給料の額について審議するのが特別職報酬等審議会であります。そして市長は、特別職報酬等の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該特別職報酬等の額について審議会の意見を聞くことになっています。しかし、今回は期末手当のみの改正であることから、報酬審議会は開催されていません。

そこで、反対の理由の第1として、市民が円高、物価上昇、消費税アップなどの負担増で苦しんでいるときに、引き上げなどんでもないということでもあります。ましてや、報酬審議会を開く必要はないとはいえ、職員の人事院勧告がプラス改定だったことから、横滑りの議員や市長、教育長の期末手当分も同様にアップするというのでは、お手盛りとの批判も免れません。

今回の人事院勧告は、2005年以降ずっとマイナス改定で来た職員の給与等に関し、今回初めて0.13%のプラスの勧告がなされ、また、期末・勤勉手当についても、2010年から3.95ヵ月で据え置かれていたものを4.2ヵ月のプラス改定にするというものであります。本当にこの10年余り、職員の方々は、働いても給料が上がらない、むしろ下がっていくという状況だったのです。

職員の給与は今回やっとプラス改定となったのですが、八王子の市税白書によると、市民の給与収入金額はここずっと10年以上、下がり続けています。2013年の1人当たりの給与収入金額は369万円です。2008年と比べると、何と年間収入で見て27万円も減少をしています。公的年金もずっと下がり続けており、2008年と比べると9万4,000円の減です。これが市民の実態です。

しかし一方、議員並びに市長等、そして教育長の報酬は、2003年7月以降、変更されていません。議員59万円、市長110万円、副市長94万円、教育長85万円が月々の報酬です。職員の給与が減り続けているときに、議員を初め市長、教育長の報酬は何ら変わらなかった

のです。それなのに、今回の人事院のプラス改定の勧告を受け、議員等も横並びにしようとするのは、到底、市民の納得を得られるものではありません。

リーマンショックの影響で日本の経済状況が大きく落ち込んだ 2010 年に、議員等の期末手当の支給率が 4.45 ヶ月から 4.1 ヶ月、そして 2010 年からは 3.9 ヶ月に減少しました。しかしそれは、倒産や人員削減などで職を失う人が多数出て、大きな社会問題となった時期でもありました。当然の措置であったわけですが、報酬に関しては据え置かれたままでした。

なお、市長等の名誉のために申し添えるならば、2010 年 1 月から翌年 3 月まで、教育長も含めて、報酬の 10%カットが実施されたということはつけ加えておきたいと思います。

私は、リーマンショック以降、大きく社会が低迷しているこの 2010 年 11 月の定例会の一般質問で、議員等の報酬を見直すべく報酬審議会の開催を市長に求めたのですが、開催の必要はないとのお答えでした。

次に、反対のその 2 は、特に第 140 号議案、議員の部分についてであります。議員は常勤職員ではありません。非常勤の特別職です。市長や副市長、教育長などは常勤の特別地方公務員で、交通費や健康保険、退職金などの制度がありますが、非常勤の特別公務員である議員には、こういった制度はありません。毎日市役所に来て仕事をしているわけではありませんし、また、そういった拘束もされていません。つまり、議員の一時金については地方自治法で支払えるようになってはいますが、仕事柄、一時金を受け取るような仕事の仕方ではないことから、そもそも議員の一時金支給には反対であります。

私は、議員の報酬は、市民生活、市民感覚を反映したものであるべきと考えています。そして、議員の報酬に関しては、議員の仕事とは何か、どんな活動をしているのか。そして、そういった仕事や活動に対して、現在の報酬が適切かどうか。もっともっと議論しなければならないと考えています。

私個人としては、議員の報酬は、その自治体の平均給与収入金額をベースに、プラス、議員活動に関しては、透明性の担保された政務活動費をもって補償するという方法もあるのではないかと考えているところです。（発言する者あり）

以上で反対討論を終わります。